

契約管理番号：G 2 6－S 2 6－〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇－〇〇

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—————	仕様書番号	ZDP-R-K6000
名 称	航空機部品（部品算定） 〇〇外（個別仕様書）	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	R 8. 5. 11
		改正年月日	
		航空補給処航空機部航空機整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空機部品（部品算定）〇〇外の調達について規定する。

1.2 用語及び定義

用語及び定義は、次による。

- a) **キュアリング（Curing：加硫）** 合成ゴムの部品及び材料(以下、合成ゴム部品等という。)を製造又は修理する過程における加硫。
- b) **シェルフ・ライフ・コントロール（Shelf Life Control：保管期限統制）** 保管中に劣化又は発錆などにより品質が低下するおそれのある品目について、キュアリング、組立、受領検査などを行った日からその品目を本来の使用目的に支障なく使用し得る状態を維持するため、最大限の保管期限を指定し、これに伴う特定の検査、出荷などに関する業務統制。
- c) **海自ロジスティクス基盤システム（以下、LoDI という。）**
海上自衛隊のロジスティクス活動を支える情報システムであり、海上自衛隊が保有する装備品等の構成や諸元、メンテナンスや会計等、様々なデータを保持するデータ基盤である。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するものを除き、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

NDS Z 8011 角形銘板

b) 仕様書

MHP-V-62010 航空機部品包装共通仕様書

ZDP-R-X0001 航空機用国産部品調達共通仕様書

M12S-G-00017 海自ロジスティクス基盤システム用基礎データ作成共通仕様書

c) 法令等

防衛省所管物品管理取扱規則（防衛庁訓令第115号 平成18年12月28日）

運用マニュアル（補本〇〇〇〇号。〇年〇月〇〇日）

海上自衛隊経理執務要領（令和8年4月〇日）

d) 技術資料

〇〇会社の技術資料

2 製品に関する要求

2.1 要求事項

この部品は、**付表 2** で示す製造者コードに対応する製造会社の技術資料に基づき製作するものとし、この個別仕様書及び**附属書A**に規定する事項のほかは、**ZDP-R-X0001**による。

2.2 数量及び納入場所等

数量及び納入場所等は、**付表 1** のとおり。

2.3 その他

この個別仕様書に規定する以外の指示については、**附属書A**に基づくものとする。

3 出荷条件

3.1 納入条件

ZDP-R-X0001 の**4.1**は、次のとおり読み替えるものとする。

“内訳書に保管期限が指示された品目を納入する場合は、納入する物品の保管期限の始期が官側の完成検査日から1年以内でなければならない。その場合、**M12S-G-00017**の**包装の表示**に保管期限（60か月等）を記入する。”

3.2 包装

包装は、**MHP-V-62010**によって実施し、包装のレベルは次による。

- a) 個装レベルはCとする。
- b) 外装レベルはIIとする。

なお、個別仕様書又は調達要領指定書で指定する場合を除き、**MHP-V-62010**によって承認されたPIFによる。

4 コンプライアンスの遵守

下請負者等を使用する場合は、コンプライアンス意識の徹底及び遵守を図るものとする。

5 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

附属書 A (規定) L o D I 導入後の業務処理要領

A.1 適用範囲

この業務処理要領は、海上自衛隊航空補給処の契約に係る航空機用国産部品調達において、L o D I 導入後の契約の相手方が実施する業務処理要領について規定する。

A.2 一般的要求事項

契約の相手方は、L o D I 導入に伴い、ZDP-R-X0001及びこの業務処理要領に基づいて調達するものとする。また、L o D I に装備品等の構成や諸元を登録するため、契約の相手方は、この業務処理要領で指示されたデータを作成し、官側に提出するものとするものとする。

A.3 製品に関する要求

A.3.1 製品の表示

ZDP-R-X0001の2.3は、次のとおり読み替えるものとする。

“製品の表示は、NDS Z 8011及びM12S-G-00017の4.4によるものとし、容易に消えない方法で明瞭に表示する。ただし、小型部品で表示が困難である場合は、個装ごとにM12S-G-00017の付表8で示す**包装の表示**に表示するものとする。

注記 ZDP-R-X0001の2.3に規定されるストックタグは作成しないものとする。

A.3.2 シェルフ・ライフ・コントロール

契約の相手方は、寄託を受けた部品及び材料で、保管期限がある品目については、シェルフ・ライフ・コントロールを実施するものとする。対象品目は内訳書に記載することを標準とする。

A.3.3 包装の表示

包装の表示は、M12S-G-00017の4.5によるものとするほか、期限管理基準日欄には、契約不適合修補の請求期間を記載する。

A.3.4 装備品QRコードの作成

M12S-G-00017の4.4に規定されている装備品QRコードの刻印又は貼付の開始時期は官側の指示によるものとする。

A.4 その他の指示

A.4.1 寄託品等

ZDP-R-X0001の5.7は、次のとおり読み替えるものとする。

A.4.1.1 寄託品

寄託品は、個別仕様書のとおりとする。

A. 4. 1. 2 寄託品の取扱等

寄託品の取扱等については、次による。

- a) 寄託品の取扱等は、運用マニュアルに定めるところによる。
- b) 契約の相手方は、寄託希望時期の1箇月前までに申請書により申請するものとする。
- c) 寄託予定品目は、契約の相手方の申請書受理後、寄託可能品目について、1か月以内に寄託する。
- d) 寄託品の官給場所は、原則として契約の相手方工場とする。

A. 4. 2 寄託品の返還

契約の相手方は、監督官等の確認を得て次により、寄託品を返還するものとする。

- a) 寄託品のうち使用可能品は、所要の防錆及び包装を行うものとする。
- b) 寄託品のうち要修理品は、必要かつ最小限度の防錆処置を行い、返還先補給部隊等までの輸送に耐える、必要かつ最小限度の包装を行うものとする。
- c) 返還に必要な梱包容器は、原則として寄託品を使用するものとし、要すれば監督官等の確認を得て修理を実施するものとする。
- d) 返還の場所は、原則として寄託した契約の相手方工場とする。

A. 4. 3 提出データ及び提出書類

- a) 提出データについては、表 A. 1 を標準とし、提出書類については、表 A. 2 を標準とする。
- b) 官側から提供する海自ロジスティクス基盤システム用基礎データ作成支援ツール（Microsoft Excel）（以下“基礎データ作成支援ツール”という。）により作成することを標準とし、項目は、M12S-G-00017の付表1～付表4を標準とする。
- c) 装備品等の種類ごとに異なる項目や、各項目の入力規則、文字数などの細部は、基礎データ作成支援ツールによる。

表A. 1－提出データ

番 号	提出データ名	提出時期	提出先	備 考
1	装備品等の構成要素データ	納品時	要求元	a)
2	メンテナンス関連データ	完成検査時		
注a) M12S-G-00017により作成する。なお、LODIで端末入力を実施した場合には、提出を求めない。				

表A. 2－提出書類

番 号	提出書類名	提出時期	部 数	提出先	備 考
1	検査等申請書	完成検査時	3	検査官	海上自衛隊経理執務要領 (別紙様式第○)
2	検査成績書		1		様式適宜
3	類別引用資料	納品時	1	補給本部	a)
4	納品書		6	分任物品管理官	防衛庁訓令第 1 1 5 号 別記様式第 3 8
5	下請負承認申請書	必要の都度, 速やかに	3	監督官経由 契約担当官等	付図 1
注a) M12S-G-00017により作成する。なお, L o D I で端末入力を実施した場合には, 提出を求めない。					

(発簡番号)
(年月日)

(契約担当官等)
海上自衛隊航空補給処
管理部長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所 :
受注者名 :
代表者名 :

下 請 負 承 認 申 請 書

航空機用国産部品 () の契約について下記業者を下請負業者として、別紙のとおり請負わせたいので承認願います。
(契約番号 :)

記

修理会社名

上記のとおり承認する。
ただし、この承認により (元請会社名) は下請負の製品に欠陥を生じた場合、その補償責任を免れるものではない。

監督官

承認番号
号
令和 年 月 日
(契約担当官等)

(様式規格：A4)

別 紙

1 下請負業者の名称

2 下請負業者の概要

- (1) 本社所在地
- (2) 工場所在地
- (3) 資 本 金
- (4) 設 備
- (5) 従 業 員
- (6) そ の 他

3 下請負を必要とする理由

4 下請負等を適用する部品及び作業範囲